

令和4年度あきる野市社会福祉法人指導監査結果

令和4年度にあきる野市長が所轄庁となる社会福祉法人のうち4法人に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施法人

No	法人名	主に経営する事業等	実施日
1	社会福祉法人 富士の会	あきる野ケアハウス	令和4年7月29日、8月19日
2	社会福祉法人 秋川あすなろ会	秋川あすなろ保育園、西秋留保育園	令和4年12月8日
3	社会福祉法人 溪流会	特別養護老人ホーム草花苑	令和5年1月24日
4	社会福祉法人 松楓会	特別養護老人ホームコスモホーム、特別養護老人ホーム和敬園、養護老人ホーム松楓園	令和5年3月1日

2 主な文書指摘及び口頭指摘の内訳

	文書指摘	口頭指摘
運営管理	7	8
会計経理	6	11
合計	13	19

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
評議員、理事及び監事の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員、理事及び監事の選任手続きにおいて、法令の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていることを、推薦者名簿又は評議会、理事会議事録に記載すること ・ 評議員及び理事の選任手続きにおいて、法令で規定された欠格事由を適正に定めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 39 条、第 40 条第 1 項、第 44 条第 4 項、第 5 項 ・ 指導監査実施要綱 I-3- (1) -1、2、I-4- (3) -2、I-5- (2) -3 	10
評議員会及び理事会の招集・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所等を理事会の決議により定めること ・ 理事会の招集通知を期限までに発出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 45 条の 9 第 10 項、14 第 1 項、第 9 項（一般社団法人法第 94 条第 1 項準用） ・ 指導監査実施要綱 I-3- (2) -1、I-6- (1) -1 	4
経理規程・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程及びその細則等に定める内容を遵守し、適正な事務手続を行うこと ・ 外部取引等に関する記録を適正に徴収し、保存すること ・ 理事、監事及び評議員に報酬を支給する場合は、基準を作成すること 	<ul style="list-style-type: none"> 法第 45 条の 24 第 1 項、第 2 項、35 第 1 項、会計省令第 2 条第 2 号 ・ 指導監査実施要綱 I-8- (2) -1、III-3- (2) -1、III-3- (4) -1 	6

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「法」：社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

「一般社団法人法」：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

「指導監査実施要綱」：社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号老発 0427 第 1 号（最終改正：令和 4 年 3 月 14 日））

「会計省令」：社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）